

郡山市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成16年7月1日 制定

平成21年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

[こども部こども家庭未来課]

(目的)

第1条 この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が行う育児の相互援助活動を支援する郡山市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、育児を行っているすべての家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 この事業を効果的に実施するため、郡山市こども総合支援センター内に郡山市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録等に関する事。
- (2) 会員の相互援助活動の調整に関する事。
- (3) 会員の講習会、交流会等の開催に関する事。
- (4) 保育所、幼稚園、留守家庭児童会その他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）との連絡調整に関する事。
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーの連絡調整会議の開催に関する事。
- (6) センターの広報に関する事。
- (7) その他目的の達成に必要な事。

(開所時間)

第4条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 第3土曜日とその翌日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(アドバイザー及びサブ・リーダー)

第6条 この事業を円滑に運営するため、センターにアドバイザー及びサブ・リーダーを置く。

2 アドバイザーは、第3条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相互援助活動の相談に関する事。
- (2) サブ・リーダーの育成、指導等に関する事。
- (3) 事業の事務処理に関する事。

3 サブ・リーダーは、会員のうちから選定する。

4 サブ・リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。

(会員)

第7条 相互援助活動を行おうとする者は、センターに会員の登録をしなければならない。登録した事項に変更があった場合も同様とする。

2 会員は、育児の援助をする会員（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受ける会員（以下「依頼会員」という。）とする。

3 提供会員となることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 相互援助活動に必要な知識を習得するための講習会を受講した者又は同等の知識を有する者

(2) 18歳以上の者

(3) 市内に住所を有する者

(4) 心身ともに健康で積極的に援助活動ができる者

(5) 相互援助活動に理解を有する者

4 依頼会員になることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有し、又は勤務する者

(2) 小学校6学年又は義務教育学校前期課程までの児童を養育している者

(3) 相互援助活動に理解を有する者

5 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

6 会員は、相互援助活動をすることにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、退会した後も同様とする。

(保険)

第8条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険の加入に要する費用は、市が負担する。

(相互援助活動の内容)

第9条 会員による相互援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育施設等までの送迎を行うこと。

(2) 保育施設等の開始前又は終了後に児童を預かること。

(3) 保育施設等が休みのとき、児童を預かること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会員の育児を支援するために必要な援助活動を行うこと。

2 児童を預かる相互援助活動は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定すること。

3 会員は、児童の宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

4 援助会員が預かる児童は、1人を原則とする。ただし、兄弟姉妹がいる場合は、この限りではない。

(援助活動時間)

第10条 援助活動は、午前6時から午後10時までの間で必要と認められる時間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(報酬等)

第11条 依頼会員は、提供会員に対し別に定める基準により報酬等を支払うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、同年10月1日から、第8条から第11条までの規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。